

非損傷時復原性コードに関する事項

改正規則等

鋼船規則 U 編
鋼船規則検査要領 B 編, U 編及び R 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則

改正事項

非損傷時復原性コードに関する事項

改正理由

2008 年 12 月に開催された第 85 回海上安全委員会 (MSC 85) において, 非損傷時復原性に関する要件が規定された非損傷時復原性コード (IS コード) 及び同コードを強制化する SOLAS 条約第 II-1 章の改正が, それぞれ決議 MSC.267(85)及び決議 MSC.269(85)として採択された。IS コードは, 種々の船舶に対する非損傷時復原性要件を取りまとめた総会決議 A.749(18)の規定を, 強制要件と非強制要件に整理し, かつ, 解釈や取扱いを追記したものとなっている。IS コードを強制化する決議 MSC.269(85)は 2010 年 7 月 1 日に発効する予定である。

今般, 決議 MSC.267(85)及び決議 MSC.269(85)に基づき, 非損傷時復原性に関する規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 自由表面影響, 横揺抑制装置, 水分の吸収及び着氷等が与える復原性に対する影響を考慮するよう明記した。
- (2) 傾斜試験に使用するおもりの重量の校正記録に関する規定を追記した。
- (3) 非損傷時復原性に対する動的影響に注意する旨規定した。
- (4) 自由表面影響に関する取扱いを追記した。
- (5) 復原性の計算においては, 横傾斜時のトリム変化の影響を考慮する旨規定した。